

平成15年度 情報工学コース卒業研究報告要旨

外山 研究室	氏 名	西森寛敏
卒業研究題目	対訳文コーパスからの対訳表現検索による翻訳支援	

文章を翻訳するにあたり、一般の辞書にある単語だけではなく、専門用語や言い回しの対訳が必要になることがある。こうした知識を得るために、近年、対訳コーパスが注目されている。対訳コーパスから対訳表現を抽出する手法は数多くあるが、実際の翻訳では、そうして得られた対訳表現の中から文脈に応じて適切なものを選ばなくてはならない。例えば「焼く」を翻訳する場合に、「肉」を「焼く」か「餅」を「焼く」かで英語訳は変わる。その場合、「焼く」の対訳候補を並べるよりも、対訳コーパス中で「焼く」の対訳を含む文を示したほうが翻訳の助けとなる。そうした目的に適した表示方法として、単語の前後に文脈を付加した KWIC がある。

本論文では、KWIC とコーパスからの対訳表現の抽出手法を合わせた Bilingual KWIC を提案する。Bilingual KWIC では、文対応の付けられた対訳コーパスから、入力に対する対訳語を自動的に抽出し、図 1,2 のように入力語と対訳語に前後の文脈を付加した KWIC の形で表示する。

Bilingual KWIC の利点として、例えば図 1 では、入力語「当時」に対し、“time” が対訳候補となっているが、前後の文脈を見ることで正しい訳が “at the time” であることがユーザには理解できる。このように候補として挙げられた語が不適切な対訳の場合でも、結果を見ることで正しい訳が何かを推測することができる。図 2 では、入力語「法人」に対して、通常訳は “juridical person” であるが、「社団法人」の場合は “incorporated body” が相応しいと分かる。このように訳語が複数ある場合、文脈を見ることによってユーザは正しい訳の使い分けができる。以上の例から分かるとおり、本手法では入力した語に対しその対訳と具体的な用例に関する情報を一度に得ることができる。

<p>取特権者が債権取得の当時、第二又は第三の順位主たる債務者は、その当時、利益を受けた限度で、その行為又は転得の当時、債権者を害する事実の不成が法律行為の当時、既に確定している場合給付をした者が、その当時、債務の存在しないことについては、その行為の当時、相手方が代理人と称及び物の一部が契約の当時、既に滅失した場合にできる。但し、契約の当時、相手方が代理権がない。但し、契約の当時、その権利が売主に属</p> <p>○1 売主が契約が当時、その売却した権利が</p>	<p>nk was aware at the time he acquired his claim, was aware at the time he acquired his claim, was aware at the time he acquired his claim, was enriched at the time of discharge. purchaser was, at the time of the act or of the act, was aware at the time of the juristic act n, was aware at the time that no such obligations cases where at the time the act was done though dy been lost at the time the contract was made ty was aware at the time the contract was made he was aware at the time the contract was made was unaware at the time the contract was made</p>
--	---

図 1. Bilingual KWIC の出力例 (入力：当時)

<p>○1 法人と理事との利益が相反 ○1 清算中に法人の財産がその債務を完 ○1 法人の業務は、主務官庁の ○1 法人の解散及び清算は、裁 ○1 社団法人とある社員との関係に ○2 社団法人は、社員名簿を備え置 ○1 財団法人の設立者は、その設立 の条件に従い、これを法人とすることができる。 ○1 社団法人の設立者は、定款を作 ○1 社団法人の定款は、総社員の中</p>	<p>the interest of the juridical person and their own interest the assets of the juridical person are insufficient fulfillment 1. the affairs of a juridical person are subject to the liquidation of a juridical person are subject to the actions between the incorporated body and one of its 2. an incorporated body must keep a liability. the founder of an incorporated foundation must, in order of gain may be incorporated in accordance with draw up articles of incorporation containing the following 1. the articles of incorporation of an incorporated</p>
---	--

図 2. Bilingual KWIC の出力例 (入力：法人)